

## 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案要綱

### 第一 農業経営基盤強化促進法の一部改正

#### 一 農用地利用集積計画の見直し

共有持分の過半を有する者の同意で足りるものとされている賃借権等の存続期間を二十年に延長すること。  
(第十八条第三項第四号関係)

#### 二 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例の創設

(一) 同意市町村の長は、農用地利用集積計画（存続期間が二十年を超えない賃借権等の設定を農地中間管理機構が受けることを内容とするものに限る。）を定める場合において、数人の共有に係る土地であつてその二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有者不明農用地等」という。）があるときは、農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であつて確知することができないもの（以下「不確知共有者」という。）の探索を行うよう要請することができるものとすること。  
(第二十一条の二第一項関係)

(二) 農業委員会は、(一)による要請を受けた場合には、政令で定める方法により、不確知共有者の探索を

行うものとする。

(第二十一条の二第二項関係)

(三) 農業委員会は、(一)による要請に係る探索を行ってもなお共有者不明農用地等について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないときは、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であつて知れているものの全ての同意を得て、市町村の定めようとする農用地利用集積計画によつて農地中間管理機構が賃借権の設定を受ける旨等を公示するものとする。

(第二十一条の三関係)

(四) 不確知共有者が一定の期間内に(三)による公示に係る事項について異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意をしたものとみなすものとする。

(第二十一条の四関係)

(五) 農林水産大臣は、共有者不明農用地等に関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連携し、(三)による公示に係る共有者不明農用地等に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(第二十一条の五関係)

## 第二 農地法の一部改正

一 探索義務の内容の明確化

農業委員会が遊休農地の所有者等を確知することができない旨の公示を行うに当たつての農地の所有者等の探索については、その方法を政令で明確化すること。  
(第三十二条関係)

二 都道府県知事の裁定により設定される農地中間管理権等の存続期間の延長

都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に設定される農地中間管理権等の存続期間を二十年に延長すること。  
(第三十九条関係)

三 底面がコンクリート等の農作物の栽培施設を農地に設置しても農地転用に該当しない旨の取扱い

(一) 農作物の栽培の効率化又は高度化を図るための施設であつて周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものを「農作物栽培高度化施設」として定めるところ。  
(第四十三条第二項関係)

(二) 農林水産省令で定めるところにより農業委員会に届け出て農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う行為は農地転用に該当しないものとし、農作物栽培高度化施設の用に供される農地については、農地法の規定を適用するものとする。  
(第四十三条第一項関係)

(三) 農業委員会は、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われていない場合には、当該農作物栽培高度化施設の用に供される土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべきことを勧告することができるものとする。

(第四十四条関係)

### 第三 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

農作物栽培高度化施設の用に供するために農地をコンクリート等で覆う行為は、都道府県知事等の開発許可を要しないものとする。

(第十五条の二関係)

### 第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他関連法律について所要の改正を行うこと。